

事務連絡
令和3年9月30日

各 位

国土交通省自動車局

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の終了後の、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

第77回新型コロナウイルス感染症対策本部において、9月30日をもって緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を終了することが決定されました。あわせて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

これを受け、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添1～3のとおり、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の終了、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の1都1道2府23県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても、傘下会員に対し周知をしていただくよう、よろしくお願ひいたします。

(別添1) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡
「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の終了について」

(別添2) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について」

(別添3) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の1都1道2府23県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」



新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了

令和3年9月28日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、令和3年4月23日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、緊急事態措置を実施すべき期間とされている同年9月30日をもって、緊急事態が終了する旨を公示する。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了に関する公示

令和3年9月28日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和3年4月1日）について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている令和3年9月30日をもって、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了する旨を公示する。